(三)　経営に必要な財産については、第一の三（(一)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)を除く。）の規定）を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(七)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(八)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」」と、第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［略］

二　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一)　［略］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(四)中「(三)及び(六)を除く。）の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)、(三)及び(六)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「「寄附金が」とあるのは「「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金等の資産」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第二の三の(四)において準用する第一の三の(六)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［略］

(六)　設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、準用しない。

(七)　その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第一の三（(一)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)を除く。）の規定）を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納される見込みがある」と、第一の三の(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納される見込みがある」」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［同上］

二　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一)　［同上］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。）の規定」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)及び(三)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「「寄附金が」とあるのは「「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金等の資産」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［同上］

［(六)を加える。］

(六)　その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。